

## 昭島市住宅マスタープラン策定委員会要綱

(設置)

第1条 昭島市住宅マスタープラン（以下「マスタープラン」という。）を策定するため、昭島市住宅マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、協議・検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) マスタープランの策定に関すること。
- (2) その他必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員8人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者 1人
- (2) 関係行政機関の職員 2人以内
- (3) 各種団体の代表者 3人以内
- (4) 公募による市民 2人以内

2 市長は、委員が欠けた場合は、補欠委員を委嘱することができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による報告を終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の議長となる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴取し、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市計画部都市計画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月20日から実施する。